

所得基準を確認

次の（１）および（２）の両方にあてはまる必要があります。

課税（非課税）証明書等でご自身の所得金額をお確かめください。不明な場合は、収入の内容と金額がわかるものをお手元にご用意のうえ、都営住宅募集センターへお問合せください。

（１）申込者、同居者、介護者ひとりひとりの所得が下表にあてはまること。

| 所得区分（＊） | |
|---------------|---------------|
| 一般区分 | 特別区分 |
| 0円～1,896,000円 | 0円～2,568,000円 |

特別区分の額は、下の「所得区分 特別区分の要件」のいずれかにあてはまる方に適用します。それ以外の方には一般区分が適用されます。

（２）申込者、同居者、介護者の所得の合計が下表にあてはまること。

| 家族人数 | 所得区分（＊） | |
|------|---------------|---------------|
| | 一般区分 | 特別区分 |
| 2人 | 0円～2,276,000円 | 0円～2,948,000円 |
| 3人 | 0円～2,656,000円 | 0円～3,328,000円 |
| 4人 | 0円～3,036,000円 | 0円～3,708,000円 |
| 5人 | 0円～3,416,000円 | 0円～4,088,000円 |
| 6人 | 0円～3,796,000円 | 0円～4,468,000円 |

・家族人数とは、申込者・同居者・介護者の人数に、遠隔地扶養者（申込者、同居者、介護者の所得税法上の扶養親族で都営住宅に入居しない方）の人数を加えたものです。

・特別区分の額は、入居する方のなかに下の「所得区分 特別区分の要件」のいずれかにあてはまる方がいる場合に適用します。ただし、「（２）60歳以上」については、入居する方全員があてはまる必要があります。

それ以外の場合は、一般区分が適用されます。

* 所得区分 特別区分の要件

| |
|---|
| 1 次のいずれかにあてはまる心身障害者 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者 |
| 2 60歳以上であること。 |
| 3 原子爆弾被爆者 厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。 |
| 4 海外からの引揚者 海外からの引揚者であり、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむを得ない理由により日本に引き揚げた者等をいう。 |
| 5 ハンセン病療養所入所者等 ハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。 |